

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
保安林の指定の解除(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 都市計画法第六十六条による告示
- 鳥取県知事選挙における候補者の収支報告書の要旨
- 鳥取県議会議員補欠選挙における候補者の収支報告書の要旨
- 政党等の収支報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第三百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十九年四月三日	石井内科医院	鳥取市布勢字河徳三三二の四

鳥取県告示第三百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字国坂字西大野一五一九の二
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
農道及び農地とするため

鳥取県告示第三百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里浜二三四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

スポーツ広場とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百五十九号

昭和四十九年一月五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（宮原地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十号

会見町から申請のあつた町宮土地改良（高姫地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十二条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画・羽合都市計画・東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事業所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

東伯郡羽合町大字長瀬字上村後、字高浜、字浜根荒神、字二ノ浜根荒神、字三ノ浜根荒神、字因幡新田、字二ノ因幡新田、字新川尻及び字池端、倉吉市巖城字渡シ河原、字伊木渡、字渡り上り及び字下河原、倉吉字金森町、鴨川町字砂畑、丸山町字大平ル、鴨河内字下河原及び字上向河原並びに耳字西下河原地内

使用の部分

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ因幡新田、字三ノ嘉平柳、字二ノ浜根荒神、字上村後、字下村後、字村後口、字野畑屋敷、字天王、字八町、字石建、字寺屋敷、字尾成、字柳、字流田、字鎌手、字助定、字北和乱田、字南和乱田、字高男、字大田、字御丸、字弥助田、字綾ヶ坪、字推田、字足田、字灘波及び字三ツ実、大字久留字船津及び字河原田、大字上浅津字二ノ柳原、字三ノ柳原、字黒田、字隈黒田、字井料田、字下船木、字木笠、字松無、字上松無及び字二ノ浜田、大字田後字高坪、字狐塚、字二ノ狐塚、字大工給、字平木、字南屋敷、字出口、字外出口、字左右田尻、字中ノ掛、字二ノ内河原及び字森、倉吉市清谷字大樋口、字与三治、字下前河原、字大石橋、字上前河原、字北田及び字北田平字福庭字小在所山、字北田、字原ノ前、字有田及び字八ヶ坪、海田東町字荒神、字外薬師及び字大所、海田南町字上河原、天神町字下河原、上井字下河原、字外下河原、字土手敷及び字土手根、山根字内河原、伊木字下河原、字中河原、字上河原、字土手根、字中新田、字式ノ首及び字砂田、八屋字鯨及び

び字大通、下余戸字新宮、字稲岡及び字河原、上余戸字外河原及び字奥小山、大原字郡山、字下赤池、字大開、字向河原、字石土手、字橋床、字鳥居河原、字清水、字上新田下、字上新田上、字上新田沖上、字池ノ尾口、字井手口、字盗人谷及び字保木、巖城字渡シ河原、字下河原、字下矢大田、字上矢大田、字笠ヶ前、字畑鉾、字稲渡り、字ドンド川及び字加藍橋、下田中字西新添、倉吉字駒田、字宮川町二丁目、字塚町三丁目、字明治町二丁目、字大正町二丁目、字旭田町、字金森町及び字下中島、鴨川町字砂畑、福森町字砂畑、字墓ヶ坪、字掛樋、字三反総サ及び馬場先キ、西倉吉町字稲荷及び字西倉吉、丸山町字大平ル、字掛上り及び字一町田、生田字一町田、字石曾根、字代満田、字神主田及び字狐ツ屋、中河原字道久橋、字邸通及び字西川端、小鴨字皮屋河原、字下道端、字西河原及び字屋敷通、藏内字アゲン及び字屋敷、上古川字下河原、字池ヶ盛、字アカメ柏、字ホルト、字空町及び字上河原、石塚字ソリ及び字上河原、福山字宮ノ前通及び字家ノ前通り、鴨河内字下河原、字青木、字若宮、字机、字家ノ後口、字上河原、字天神河原、字上向河原及び字東上河原並びに耳字北下河原、字西下河原、字上河原、字上ミ田及び字鳥ノ字地内

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定によ

り提出された昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 啓

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年3月24日執行 鳥取県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 3,710,500円
- 3 報告書の要旨

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	のりもと吉郎	所属党派	無所属	期間	2月27日から 4月4日まで 第1回分
	後藤 美恵子				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 218,200
革新鳥取県政 をつくる会 政治団体 2,552,500	家屋費 361,020
	選挙事務研費 335,360
	集合会場費 25,660
	通信費 10,065
	交通費 308,896
	印刷費 498,486
その他の収入 500,000	広告費 254,500
	文具費 108,865
	食糧費 62,210
	林泊費 37,855
	雑費 11,393
今回計 3,052,500	今回計 1,871,490
前回計 —	前回計 —
総計 3,052,500	総計 1,871,490

報告書受理年月日 昭和49年4月8日 第1回分

候補者氏名 出納責任者氏名	平林こうせう 太 田 孝 憲	所属党派 無	所 属 無	期 間 2月18日から 3月31日まで 第1回分
------------------	-------------------	-----------	----------	-----------------------------------

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)			円
鳥取サノヨー 株式会社 井檀 兼	会社社長	1,000,000	人件費		721,000
鳥取県医師連盟 千谷千矢	医 師	50,000	家屋費		458,480
その他の収入		2,650,000	選挙事務可費		339,350
			集合会場費		119,130
			通信費		17,100
			交通費		30,000
			印刷費		549,200
			広告費		361,735
			文具費		76,240
			食糧費		284,090
			宿泊費		136,000
			雑 費		101,962
今回計		3,700,000	今回計		2,685,807
前回計		—	前回計		—
総 計		3,700,000	総 計		2,685,807

報告書受理年月日 昭和49年4月8日 第1回分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十九年三月二十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和四十九年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和49年3月24日執行鳥取県議会議員補欠選挙(境港市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 635,300円
- 3 報告書の要旨

候補者 氏名 出納責任者	阿部 昇	所属党派	日本社会党	期間	3月12日から 3月24日まで 第1回分
--------------------	------	------	-------	----	----------------------------

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名)	人件費
(職業)	家屋費
(寄附額)	選挙事務所費
円	集合会場費
20,000	通信費
その他の収入	交通費
600,000	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑費
今回計	今回計
前回計	前回計
総計	総計
620,000	615,440
—	—
620,000	615,440

報告書受理年月日

昭和49年4月8日

第1回分

候補者 氏名 出納責任者	しづ谷健治	所属党派	日本共産党	期間	2月18日から 4月8日まで 第1回分
--------------------	-------	------	-------	----	---------------------------

収入	支出
主たる寄附 (氏名、団体名)	人件費
(職業)	家屋費
(寄附額)	選挙事務所費
円	集合会場費
20,000	通信費
その他の収入	交通費
54,800	印刷費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑費
今回計	今回計
前回計	前回計
総計	総計
264,800	264,800
—	—
264,800	264,800

報告書受理年月日

昭和49年4月9日

第1回分

候補者氏名	廣島 了輔	所属党派	自由民主党	期間	2月14日から 4月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	西尾 義栄				

収入	支出
主たる寄附(氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 20,000
松下六太郎 — 37,500	家屋費 44,500
その他の収入 270,000	選挙事務所費 44,500
	集会会場費 —
	通信費 60,920
	交通費 —
	印刷費 —
	広告費 145,550
	文具費 5,140
	食糧費 2,600
	宿泊費 —
	雑費 28,010
今回計 307,500	今回計 306,720
前回計 —	前回計 —
総計 307,500	総計 306,720

報告書受理年月日 昭和49年4月8日 第1回分

- 選挙の種類 昭和49年3月24日執行 鳥取県議会議員補欠選挙 (東伯郡選挙区)
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 598,300円
- 報告書の要旨

候補者氏名	田代賢太郎	所属党派	自由民主党	期間	3月9日から 3月24日まで 第1回分
出納責任者氏名	飯田 正義				

収入	支出
主たる寄附(氏名、団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 96,000
その他の収入 450,000	家屋費 50,000
	選挙事務所費 50,000
	集会会場費 —
	通信費 50,000
	交通費 —
	印刷費 51,000
	広告費 99,325
	文具費 13,490
	食糧費 27,310
	宿泊費 —
	雑費 24,735
今回計 450,000	今回計 411,860
前回計 —	前回計 —
総計 450,000	総計 411,860

報告書受理年月日 昭和49年4月8日 第1回分

候補者氏名	西尾 昭子	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	古 川 敬	期 間	3月1日から 3月31日まで 第1回分

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	収入	支出
山形 勇	業 業	25,000	61,000	人件費
石賀 稔	"	25,000	50,000	家庭費
古川 敬	"	20,000	50,000	挙事務所費
安長 敏弘	"	15,000	—	集合会場費
岡崎 精夫	団体役員	20,000	49,720	通信費
押本 匡平	業 業	30,000	4,540	交通費
山本 勇夫	"	20,000	43,000	印刷費
宮本 一治	大 工	25,000	69,000	広告費
その他の収入		110,700	4,400	文具費
			8,200	食糧費
			—	宿泊費
			750	雑 費
今回計		290,700	290,610	今回計
前回計		—	—	前回計
総 計		290,700	290,610	総 計

報告書受理年月日 昭和49年4月9日 第1回分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十三条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、その要旨を次のとおり公表する。

昭和四十九年四月十六日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 政治資金規正法第18条の規定による報告書
- 2 昭和49年2月27日から昭和49年3月24日まで(鳥取県知事選挙)
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附額		一件五百円以上の寄附額		支出の総額 円	一件千円以上の支出額		一件五百円以上の支出額		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
革新鳥取県政をつくる会	円	—	—	—	—	円 2,552,500	2	円 2,552,500	—	—	49. 4. 9

4 主たる寄附者及び支出

(イ) 寄附者	支出の総額	件数	支出の目的
政党、協会その他の団体名	2,500,000円	1	鳥取県知事選挙のために乗本吉郎候補に交付
革新鳥取県政をつくる会	52,500円	1	(食糧費)

(ロ) 支出